

# 令和5年度 沼津市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託 公募仕様書

## 1 業務委託名

令和5年度 沼津市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託

## 2 目的

本市では、令和4年3月に「ゼロカーボンシティNUMAZU2050」を宣言し、2050年までに市域全体で計画的に温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するための取組みを進めている。

「ゼロカーボンシティNUMAZU2050」の実現にあたっては、まず行政が率先して再生可能エネルギーの導入に取り組んでいく必要があることから、公共施設等に対し太陽光発電設備等の導入を効率的かつ早期に推進すべく、本年度「沼津市公共施設における再生可能エネルギー導入計画」を策定するための調査業務を実施する。

本業務では、太陽光発電設備の導入を中心に、地域の経済や社会にもたらす効果や事業採算性を考慮した基礎情報の整理を行い、導入による効果も含めた、地域課題等の解決に資する公共施設への太陽光発電設備等導入可能性の調査及び検討を行う。

## 3 調査の対象

沼津市が保有する公共施設及び施設に付随する敷地（別紙施設リストを参考に調査対象施設を選定する。）

## 4 履行期限

契約締結日から令和5年12月26日まで

## 5 業務内容

調査対象の公共施設等において、次の(1)から(4)を実施すること。なお、小中学校及び5施設（南部浄化センター、浮島地区センター、原地区センター、内浦地区センター、第二地区センター）については令和4年度の調査結果も活用すること。

業務実施にあたっては、太陽光設備等（屋根置き・駐車場利用等含む）導入場所の選定基準を明確にし、段階的に調査を行うこと。予算や期間を要因として全施設ですべての項目を実施することが困難である場合は、導入効果や施工期間により優先度を明確にしたうえで、優先度の高いものから実施することとするが、特に優先度の高いものについては現地調査による検討を行い、調査結果をその他施設の結果に展開するなどして、可能な限り全施設を網羅すること。

(1)考慮すべき地域特性、環境特性等の調査・検討

## 基礎情報の収集・整理

本市の計画（第2次沼津市環境基本計画、第5期沼津市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、第2期沼津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、沼津市再生可能エネルギー導入目標及び脱炭素ロードマップと本事業の関連性を理解したうえで調査を実施する。また調査対象の公共施設等について、航空写真等を用いて太陽光発電設備等の導入の検討に必要な情報（地域特性、環境特性調査結果、改修予定、築年数、施設規模、利用状況、日射量や屋根の状況、反射光の影響に係る建物周囲の状況など）を整理して、地域の特性を含め現況を把握し、導入に向けて解決すべき課題を整理する。

## (2) 発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討

### ① 導入可能性の判断及び発電量の推計

(1)で整理した情報を基に、太陽光発電設備等の導入ポテンシャルを施設毎に判断する。そのうえで導入が不可能な施設についてはその理由を、導入が可能な施設については箇所や規模等を航空写真等も用いて整理する。

また、導入が可能な施設については、施設毎に屋根形状や傾きなどを踏まえ、年間、月別、季節毎の時間別の発電量を可能な限り推計する。

### ② 現地調査

(2)の①で抽出した公共施設等において、委託者と協議し導入を優先して検討する施設を選定し、選定施設毎に必要な応じて現地調査を行い、その結果を整理する。現地調査は以下の情報を中心に太陽光発電設備等の導入に必要なその他の情報も含めて調査する。

- ・ 既存電気設備の状況把握（配線経路、最適な施工方法の検討）
- ・ 日射量（1日及び1年の日射見込み）
- ・ 屋根の形状や方位、面積等の把握
- ・ 屋根の防水処理の計画を含めた防水工事等の必要性の有無
- ・ 耐荷重による配置の可否
- ・ 太陽光発電設備の配置（建物周辺への反射光の影響を回避・低減できるレイアウトの検討）
- ・ 施設における電力使用量の推計（平日・土日祝日別、季節別）
- ・ 施設管理者の意向や日常的な施設利用の実態の確認
- ・ 建物以外の法令遵守の確認、建築確認申請の必要性の有無、浸水区域等の確認

## (3) 導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討

### ① 導入可能量等の算定

(2)の①及び②の結果を踏まえ、太陽光発電の設置規模、施設の電気使用量、蓄電池の導入等を考慮したシミュレーションを実施し、自家消費を想定した施設毎の導入可能量を設定する。蓄電池の容量は日中の発電量のピーク時や閉庁日等の余剰電力の有

効活用、災害時の活用等の観点から検討する。

#### ②施設別の調書の作成

発電量、導入可能量等の算定を基に、対象施設毎に調書を作成する。施設毎の調書では、調査項目の一括での閲覧、項目ごとでの比較ができるものとし、現地調査の結果や設置想定場所の他、パネルの出力規模、発電量、電力使用量等を掲載する。

#### ③導入計画案の作成

調査の結果、優先度の高い施設については、図面等による耐荷重の確認を行ったうえで導入計画案を作成する。

(4)再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や導入手法、設置コストの調査・検討

#### ①導入スキーム等の検討及び事業採算性の検討

再エネ導入にあたっては、国の支援制度を活用し、委託者が太陽光発電設備導入を直接行う場合、リースにより行う場合、民間資金を活用した第三者所有（P P A）モデルにより行う場合の各手法の事業採算性（概算事業費と維持管理費等）の比較により、費用対効果の高い手法を検討する。第三者所有（P P A）モデルの活用については、導入のメリット、デメリットを整理したうえで地域の経済・社会にもたらす効果等の分析をする。

## 6 成果品

- (1)業務実施報告書（導入計画案及び調査報告書を含む）
- (2)上記の電子データ（C D - R等）
- (3)打合せ記録

## 7 実施体制

- (1)受託者は、本事業を遂行するために必要な資料・消耗品等を予算の範囲内で調達すること。
- (2)委託者は、業務の遂行上必要な資料で、委託者が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、委託者の了解なく公表・使用はできないものとする。また、委託者が所有していない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。
- (3)受託者は、本業務を実施するにあたり、契約締結後速やかに業務内容や工程、体制等を示した実施計画書を提出し、委託者の承認を受けるものとする。なお、実施計画書の書式は任意書式とする。
- (4)受託者は、委託者との打合せ協議について、業務着手時、中間時、納入時を基本とし、必要に応じて実施すること。また、打合せ後は、すみやかに議事要旨を作成し

提出すること。

- (5)受託者は、委託者から本事業に係る業務の実績や進捗状況の報告要請があった場合、委託者受託者双方の協議の上、委託者に報告しなければならない。
- (6)受託者は、委託業務終了後、委託業務報告書、本仕様書に定める成果品及び委託業務完了届出書を速やかに委託者へ提出しなければならない。

## 8 留意事項

- (1)本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2)受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3)受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4)この公募仕様書に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、委託者及び受託者が協議の上決定する。

## 9 その他

本事業は、環境省補助事業である「令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（再エネの最大限の導入計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業）」を活用しており、業務内容の実施、成果品については、当該補助金の交付規程及び要領等に示された内容を遵守すること。

また業務に係る書類は事業終了後10年間保存し、会計検査院の監査対象等となった場合は協力すること。